

関 係 各 位

島 根 労 働 局 長
(総務部労働保険徴収室)



労働保険料の適正な申告・納付について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険は、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した名称であり、労働者を一人でも雇い入れていれば適用事業場となり、事業主は労働保険の手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険の保険料は、前年度の確定保険料の申告と新年度の概算保険料の申告の手続き、いわゆる「年度更新」が必要となり、本年度は、別添リーフレットのとおりに、6月3日(月)から7月10日(水)までに申告・納付をしていただく必要があります。

年度更新に伴い、概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、原則として、労働保険料の納付を3回に分割する事が可能であり、それぞれの法定納期（全期又は第1期分：令和6年7月10日 第2期分令和6年10月31日 第3期分：令和7年1月31日）までに納付することとなりますが、法定納期までに保険料を納付していない事業場も一部認められるところです。

厚生労働省では、電子申請による年度更新申告書の提出、電子納付による労働保険料や一般拠出金の納付を行っており、これにより自宅やオフィスからの提出や納付が可能となります。

また、口座を開設している金融機関での口座振替納付も行っています。

つきましては、労働保険料の適正な申告・納付につきまして、傘下会員事業場に対し周知いただきますよう格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、電子申請、電子納付及び口座振替についての関係者に対する周知等につきましては、別添リーフレットをご活用ください。

【問い合わせ先】

〒690-0841

島根県松江市向島町134番10

松江地方合同庁舎 5階

島根労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 0852-20-7010